

愛媛県浄化槽保守点検業者登録条例の一部を改正する条例新旧対照表

新	旧
<p>愛媛県浄化槽保守点検業者登録条例</p> <p style="text-align: right;">昭和60年7月16日 条例第13号</p> <p>(登録の申請)</p> <p>第4条 前条第1項又は第3項の規定による登録を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した申請書(以下「申請書」という。)を知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 一の市町を単位として定められた営業区域(以下「営業区域」という。)の名称</p> <p>(5) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>(廃業等の届出)</p> <p>第11条 浄化槽保守点検業者が、次の各号のいずれかに該当することとなつた場合においては、当該各号に掲げる者は、30日以内に、登録証を添えてその旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 法人が破産手続開始の決定により解散した場合 その破産管財人</p> <p>(4) 法人が合併又は破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合 その清算人</p> <p>(5) 省略</p>	<p>愛媛県浄化槽保守点検業者登録条例</p> <p style="text-align: right;">昭和60年7月16日 条例第13号</p> <p>(登録の申請)</p> <p>第4条 前条第1項又は第3項の規定による登録を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した申請書(以下「申請書」という。)を知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 一の市町村を単位として定められた営業区域(以下「営業区域」という。)の名称</p> <p>(5) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>(廃業等の届出)</p> <p>第11条 浄化槽保守点検業者が、次の各号のいずれかに該当することとなつた場合においては、当該各号に掲げる者は、30日以内に、登録証を添えてその旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 法人が破産により _____ 解散した場合 その破産管財人</p> <p>(4) 法人が合併又は破産 _____ 以外の理由により解散した場合 その清算人</p> <p>(5) 省略</p>